

## 関東地方整備局施工プロセスを通じた検査実施要領(案)

### 第1. 目的

「関東地方整備局施工プロセスを通じた検査実施要領(案)」は、関東地方整備局が発注する公共工事の検査の充実を図るために試行する「施工プロセスを通じた検査」(以下「施工プロセス検査」と言う)の実施について、必要な事項を定めることにより、品質確保の取り組みを強化することを目的とする。

### 第2. 施工プロセス検査

1. 施工プロセス検査とは、総括検査職員が行う完成検査(完済部分検査を含む)・中間技術検査(既済部分検査を併せて行う場合を含む)、主任検査職員が行う既済部分検査(技術検査と併せて行う場合を除く)及びその補助業務として品質検査員が行う工事実施状況、出来形及び品質の確認の総称である。
2. 総括検査職員とは、既済部分検査を併せて行う中間技術検査及び完成検査(完済部分検査を含む)を実施する者をいう。
3. 主任検査職員とは、技術検査を伴わない既済部分検査を実施する者をいう。
4. 品質検査員とは、主任検査職員が行う既済部分検査の補助的業務として、日々の工事の施工状況の確認を実施する者をいう。

### 第3. 既済部分検査の実施

1. 既済部分検査は受注者の求めに応じて、工期を通じて2箇月に1回程度を実施するものとする。
2. 既済部分検査を実施する際、請負者は既済部分検査請求書にて請求するものとする。
3. 既済部分検査は、「既済部分検査技術基準(案)」(H18. 4. 3 技術調査課長通達)に基づく他、「品質検査員が日々行う工事実施状況、出来形及び品質の確認」(以下「施工プロセスチェック」と言う)結果と併せ、給付の完了の確認を行うものとする。

### 第4. 施工プロセスチェックの実施

1. 品質検査員の実施内容は、工事目的物の寸法、材料の数量・品質及び施工状況などについて現地において確認を実施するものとする。尚、実施内容に明示なき事項において実施が必要と認めた事項については、「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」(H18・3・31技術審議官通達)によるものとする。
2. 施工プロセスチェックは臨場により、品質検査員が原則、日々実施するものと

する。

3. 品質検査員は、日々の実施状況をチェックシートにとりまとめて、一定期間毎に主任検査職員に報告するものとする。また、施工プロセスチェックの過程で判明した設計図書との相違や技術的な問題については、速やかに主任検査職員に報告するものとする。

## 第5. 中間技術検査及び完成検査の実施

1. 工事の途中段階において実施する既済部分検査のうち、原則2回以上は中間技術検査を併せて実施するものとする。
2. 中間技術検査の実施方法については「地方整備局工事技術検査要領」(H18・3.31事務次官通達)、「地方整備局土木工事技術検査基準(案)」(18・3.31技術審議官通達)、「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」(H18・3.31技術審議官通達)に基づき実施するものとする。
3. 完成検査の実施方法は、前項の各技術基準に基づき実施するものとするが、既に実施された既済部分検査や、中間技術検査の結果を踏まえて実施するものとする。

## 第6. 出来高部分払い

1. 試行対象工事においては、工事請負契約書37条1項に基づく出来高部分払い対象工事とし、中間前払金は適用しない。ただし、工期が180日以下の工事及び第4四半期契約の工事など「出来高部分払方式」を採用できない場合を除く。
2. 出来高部分払の方法は「出来高部分払方式の実施について」(H18・4・3技術調査課長・地方課長通達)及び出来高部分払方式実施要領(案)(H18・4・3)に基づき実施するものとする。
3. 試行対象工事において、出来高部分払を行う場合上記2の「出来高部分払方式実施要領(案)」の4、の2)でいう部分払い請求の上限回数については、以下の回数で試行するものとする。

部分払請求の上限回数=工期/60(端数切り捨て)

## 第7. 品質検査員の業務及び権限

1. 品質検査員は工事実施状況、出来形及び品質の確認を行うものとする。
2. 品質検査員は、請負工事契約書第9条に規定する監督職員ではないので、指示・承諾・協議を行う権限を有するものではない。
3. 品質検査員は、現地において確認した事項において適否の判断を行う権限を有するものではない。